

# 文書館だより

第22号

平成6年1月

発行／群馬県立文書館  
 前橋市文京町三丁目三番三号  
 (027) 313-3466

印刷／朝日印刷工業株式会社  
 (027) 511-3333

題字  
 岡庭征人書

=紙面案内=

- 明治期土木・河川関係文書の概要
- 文書館資料を活用した社会科授業
- 館関係業務の紹介
- 新たに収蔵された古文書
- 新たに閲覧できる古文書



②前橋生糸改所全景（勝山家文書30）



①川木鈴五郎肖像（川木家文書50）



③米国フィラデルフィア万国博覧会記念写真（速水家文書5—2）

## 一枚の古写真から

近年、歴史資料保存機関、新聞社等をはじめとする出版機関において、いわゆる「古い写真」を掲載した写真集が多数出されてきています。また、新聞社等が家庭に残された古写真の提供をかけたり、写真展示会を開催したりすることも多いようです。

文書館においても、古文書をお預かりする際に、時として、上掲のような古い写真が文書類のなかに一緒に入っていることがあります。今でこそ、写真は身近になりましたが、一般の人々が写真に関われるようになつたのはそんなに古いことではありません。写真そのものがたいへん貴重であった時代が長かつたのです。上の三枚の写真からどんな感想をお持ちいただけたでしょうか。

①の写真は風雲急な幕末期の緊張感のある前橋藩士像、②は幕末から昭和の時代まで、わが国の基幹産業であつた製糸業の隆盛ぶりを偲ばせてくれる「前橋生糸改所」の洋風建築、③は明治九年、米国フィラデルフィア万国博覧会に繭生糸織物審査官として出張した速水堅曹（後に富岡製糸場長となり本邦近代製糸の功労者）が外国人の係官と肩を並べての記念写真です。報道上の価値ある事件や人物については残される可能性が高いのですが、誰もが記録しないような日常的な生活や平凡な事物を写したもののは意外と残りにくいものです。写真是その時代相を直接的に切り取りわたしたちに提示してくれる貴重な歴史資料です。今後も「古い」写真に注目していきた

# 明治期土木・河川関係文書の概要

## 一件名カードの利用にあたつて――

行政文書課 指導主事 小暮 隆志

県庁の行政文書（以下「文書」）は、規程により、類目を分けて装訂し、冊子体（「簿冊」）で保存されてきました。

文書館では、検索の便をはかるため、まず第一段階として、簿冊単位にカードを作成するとともに、目録を刊行しています。しかし、簿冊標題は、文書類別の類・目を記載したもので、個別文書の内容を表しません。たとえば、簿冊番号「明1312」は明治四十一年の「起工出願」の書類ですが、「いつ、誰が、どこの、どんな工事を出願し、どうなったか」等、文書の基本的情報はわかりません。

そこで、第二段階として、文書一件ごとにこれら情報を摘記した「件名カード」を作成しています。この作業は明治期の文書について終了し、現在、大正期「地方」関係文書について進めています。この結果、明治期文書の件名カードは、簿冊目録の分類順に整理し、一括して利用いたしました。本紙では、これまで地方、学務、宗教、勧業の各関係文書の概要を紹介してきました。今回は「土木・河川」をとりあげ

使用 官有地取扱規則による国道への井戸穿鑿や、公有水面への揚返・糸撫水車等の設置使用認可関係文書です。

土地収用 上野・前橋間や高崎・横川間等の鉄道用地買収、各鉄道・高崎市水道・利根発電等の測量および収用審査、主要道路改修敷地買上に関する文書です。

譲与 官有財産管理規則等に基づき、道路変更による廃道敷、沼池や林山<sup>ヨシヤマ</sup>の無代下付、県道修繕・町村公共工事のため河原の砂利・転石等の無代下付の文書です。

市町村公園用地下付等も含みます。

貸付 川敷や原野等の官有荒地を、有料・無料で貸付けた文書です。無料では開墾後の払下げを条件にし、治山・治水のほか農業振興も目指していました。

売払 旧道・水路敷、官有荒蕪地等の売払（払下）、地目変更に関する文書です。

下草・枯損木等の売払いも含みます。

河川改修 三十八年以降の河岸・堤防修繕工事設計書および工事台帳等です。

保管林 九年の利根郡官林図、三十三年以降の仮台帳等の管理関係文書です。

起工 四十一年以降の道・水路、河岸、水門等の新設・変更起工許可および許可台帳、三十八年の佐波郡臨時町村土木補助工事関係書です。

道路・橋梁 道・橋・渡船の調査、井戸・軌道・電柱等の道路使用許可、および道路・橋梁工事設計書・台帳です。

砂防 三十六年の榛名山砂防工事明細書、竣工調査様式の土木局長通牒です。

河川測量 河川法河川・支川に対する占用許可等の認定および河川台帳作成に関する文書、河川法河川・支川に対する占用許可等の文書です。河川法は佐波郡宮郷村（左岸）、芝根村（右岸）以下の利根川に三十年十

月から施行され、支川には渡良瀬・谷田川の一部が認定されました。

河川量水 三十年以降の箇所別・月別の水位日表、異常時の時間観測表です。

水利発電 三十八年以降の発電用水利使用関係の文書です。高崎水力電気等の一部を除いて実現しませんでした。

水道 三十五～四十四年の高崎市水道布設関係の文書です。

渡船 十一～十二年の渡船質改正や営業願、船橋・板橋新設、利根川汽船開業届、出水による橋流出届等です。

その他 郡役所文書や例規およびその改正、各種調査・照会・回答等です。

明治期土木・河川関係文書数

分類	冊数	件数
譲付	11	68
貸用	9	149
売上	16	337
地附	2	9
使安	16	305
土寄	4	134
起道	3	72
砂路	6	222
陸地	25	697
治水	2	3
堤防	8	347
河川	34	305
河川	12	164
河川	11	281
河川	10	498
河川	5	46
河川	9	152
河川	5	78
河川	4	137
河川	13	259
合計	205	4,263

書、竣工調査様式の土木局長通牒です。戸穿鑿や、公有水面への揚返・糸撫水車等の設置使用認可関係文書です。

陸地測量票 陸地測量票・水準点の設置および異状届等維持管理の文書です。

河川敷 筏流等河川の使用・占用関係文書です。利根・渡良瀬・谷田川の河川法による占用願も含まれます。

河川改修 三十八年以降の河岸・堤防修繕工事設計書および工事台帳等です。

河川法 河川法に基づく河川区域・支川の認定および河川台帳作成に関する文書、河川法河川・支川に対する占用許可等の文書です。河川法は佐波郡宮郷村（左岸）、芝根村（右岸）以下の利根川に三十年十

月から施行され、支川には渡良瀬・谷田川の一部が認定されました。

河川量水 三十年以降の箇所別・月別の水位日表、異常時の時間観測表です。

水利発電 三十八年以降の発電用水利使用関係の文書です。高崎水力電気等の一部を除いて実現しませんでした。

水道 三十五～四十四年の高崎市水道布設関係の文書です。

渡船 十一～十二年の渡船質改正や営業願、船橋・板橋新設、利根川汽船開業届、出水による橋流出届等です。

その他 郡役所文書や例規およびその改正、各種調査・照会・回答等です。

## 「郷土の発展につくした人びと」

高崎市立岩鼻小学校  
新井規子

はじめに

現代は昔に比べ、生活環境の変化やわりの中では経験の幅を広げる機会が大変少なくなつてきている。今回の実践では、

地域素材として長野堰を取り上げることにより児童の経験を広げ、地域に対する

に、長野堰の水争いで、衆議院議員として上・下流村民の仲裁の労をとり尽力している様子がみられ、水争いの激しさを側面から理解させることにつながった。  
(2) の長野堰に関する指導は全十五時間で、指導計画と本時の位置づけは以下のとおりである。

で、指導計画と本時の位置づけは以下のとおりである。

理解を深め、先人の考え方を共感的にどう受けさせることを試みた。そのため、地圖の地理的事象を身につけて経験させ、地

域の地理的特徴をもつて経験させ  
さらに地域に密着した資料を活用するこ  
とにより、地域の先人の働きや苦心を具

体的にわからせ、その努力が脈々と現代まで受け継がれていることを理解させ、自らも地域の一員であることの自覚を促し、一成員として地域社会の発展を願う態度を育てることをねらいとした。

## 単元の概要と本時の位置づけ

本単元は、四年生で学ぶ高崎市に関わるもので、(1)市の発展につくした人、(2)長野ぜきのむかしと今、から構成されている。(1)では初代市長矢島八郎を取り上げ、文化の向上や開発の面から高崎市の発展につくしたことを理解させた。矢島についても、本単元で使用した新聞記事

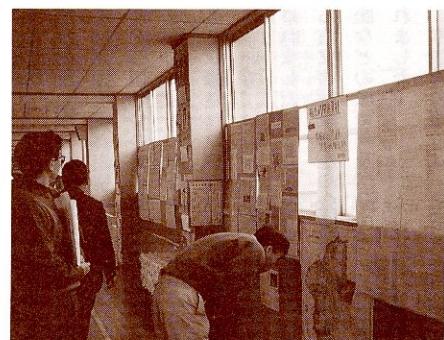
岩鼻村民の陳情

群馬郡岩鼻村長五十嵐豊太郎氏外總代十餘名は二年半前七群馬郡衙にて頭領し長野堰水利組合管理者中西郡長に會見し一日夜一ヶ月振りにて大雨ありし爲め先月中旬宿付けるたる稻田も漸く一面に配水を見たるに就て今後引継ぎ長野堰用水の配水を充分に實行されだしして陳情に及びたるが同村へは義に配水の規約を爲し

上毛新聞大正3年8月3日記事

**児童の反応**  
本時に先立ち、村長の孫五十嵐憲さん  
の話を聞く機会を設けた。このことが新

率いて中西郡長に会見し、岩鼻村への引水に努力する身近な出来事の記事。



## 授業関係の掲示物（ろう下）

聞記事に対する親近感をもたせ、陳情時の気持ちを考えるワークシートの中には、村の代表としての使命感と決意あふれる書き込みがみられ、先人の苦心を共感的にとらえていたことがわかる。

『まかせてください。わたしたちがなんとかやつてみせます。みんながこまつているのだから、とりかえないと』みんな約束を果たして来てやるぞ。まつてろよ。約束をしたからには、がんばつてくるぞ』……村長の例

ら、生活ができなくなるんだからな。たのんだぞ。」  
「早く岩鼻にも水が来て、安心して田植えがしたい。」……村民の例等である。  
まとめと今後の課題

本時で扱った記事の内容は、事前に行つた用水路に關わる校外学習や体験によつて裏付け活用することができたため、岩鼻の人々が当時の時代背景のもとで一生懸命生きた姿を具体的にわからせ、苦心を切実なものとしてとらえさせることができた。また、今日の水に恵まれた農業事情に感謝の気持ちをもたせることができたと考える。今後も、歴史資料を活用しながら地域社会を知る大切さや発展への正しい理解をもたらせるために、地域に関する資料の教材化を試み、十分な活用をはかっていきたい。

## 群馬県史収集資料の整理と活用

昭和四十九年度から始まった群馬県史編さん事業は、県民はじめ県内市町村関係機関等のご協力を得て、通史編一〇巻と資料編二七巻の全三七巻を刊行し、平成四年度末にすべて終了しました。

一九年間に及ぶ編さん事業により、県内外に所在している郷土に関する貴重な歴史資料が写真撮影等によって膨大に収集・蓄積されてきたわけですが、これらの資料は事業の完了に伴い、すべて当文書館へ引き継がれました。

そこで文書館では、平成五年度から従来の総務課を総務普及課に改編し、県史及び県史収集資料の普及とその活用事業を行うことになり、新たに四カ年計画で県史収集資料を整理・保存するとともに目録を作成し、製本等の装備を終えたものから順次、閲覧等の利用に供していくことになりました。

公開の対象となるのは、主に県史編さん室の中世史・近世史・近代・現代史の三部会が収集した古文書や記録類の複写資料が中心ですが、このうち原資料所蔵者（機関）から閲覧等の利用について承諾が得られているものに限られます。

今年度はまず、県史の中世史部会が県内外にわたって収集した資料二一〇

件・三〇〇〇点余と、近世史部会が収集した資料のうち前橋・勢多郡、高崎・群馬郡、桐生・山田郡の地域の四五〇件・約一万五五〇〇点について整理、目録作成作業を進め、県史収集複写資料目録の第一集として刊行し、公開していく予定です。

さらに、目録の第二集（平成六年度予定）には近世史部会収集資料（その2）、第三集（平成七年度予定）には同（その3）、そして第四集（平成八年度予定）には同（その4）とともに、近代・現代史部会の収集資料を一括収録する予定です。したがって、県史収集資料の利用はしばらくの間制限されることになりますが、県民の皆様にはご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

また、県史編さん室で発行してきた『群馬県史研究』は、第三五号を最後に廃刊となりましたが、文書館ではそれを発展的に継承して、新たに『ぐんま史料研究』（年二冊）を発刊し、既刊の『群馬県史』や『群馬県史研究』とともに、文書館内に事務局のある財団法人・群馬地域文化振興会で頒布します。ご希望の方は文書館までご連絡ください。

（総務普及課 岡田昭二）

## 全国歴史資料保存連絡協議会（全史料協）関東部会 第一〇回総会・第一〇〇回月例研究会の開催

平成五年七月一六日（金）、当文書館において、午前中に全史料協関東部会第一〇回総会が、午後から第一〇〇回を数える月例研究会が、五二名の出席者を集めて開催されました。

月例研究会では、事務局あいさつ、館

長あいさつに続いて、三名の方から報告ならびに記念講演が行われました。

報告は、「群馬県における自治体史編さ

ん資料調査と資料保存の現状——群馬県史・高崎市史を例として」というテーマで、群馬県立文書館古文書課の鈴木一哉氏、次いで、高崎市史編さん室の木口悦子氏からそれぞれ発表がありました。

鈴木氏は、「群馬県における県史・市町

村史誌編さんと資料保存」という内容で、当文書館に引き継がれ整理が行われている群馬県史編さん室が収集した資料の保



記念講演（鈴木講師）

存と活用についての問題や、県史と同時に進行的に編さん者が行われた市町村史誌について、いくつかの市町村を例に報告されました。また、当文書館が行っている古文書解説講座や公文書・記録専門講座などの教育普及活動についても説明されました。

木口氏の報告は、「高崎市史（近世部会）

の編さんと資料保存について」という内容で、高崎市史が直面している資料調査とその活用面での問題点、また、今後の資料保存について、高崎市にある機関の現状に触れ、今後の展望について発表していただきました。

最後に、中国科学院档案学院の馮惠玲氏から「中国におけるアーキビスト養成について」というテーマで記念講演が

されました。

（古文書課 斎藤隆之）

## 閲覧室と利用サービスの拡充

「広くなりましたね」「参考図書が増えましたね」。本年度になつてからの利用者の皆さんからの反応です。四月当初、県史編さん室が解散したことにより館内の配置替が行われ、閲覧室が以前の二階東部から南西部に移り、面積も大きく広がり約二倍となりました。

変わったのは場所と広さだけではありません。利用サービス面での向上をはかるため本年度から、①昼休み時間の閲覧出納とコピーサービスの開始、②参考図書の充実（県史編さん室収集図書の閲覧室での開架利用）、③当館への寄贈図書等の公開と目録類の充実、④閲覧机の増設（三台から四台）がスタートしました。

①は、昼食時間も利用したいという遠隔地からの利用者や、集中してご覧になりたい方に好評ですし、②③により、これまで内部利用にとどまっていた図書類が利用可能となり、資料検索の幅が広がり、調べている内容をいつそう深めることができるようになりました。初めて利用される方も、いきなり古文書や行政文書に触れる前に、群馬県史や地域の市町村史をご覧いただくことで、地元関係の古文書や地図などを閲覧するきっかけになるかもしれません。



広くなった閲覧室

なお、開架図書として新たに利用できるものは、群馬県内の市町村誌二七五冊、史料目録六八冊、辞典類三二五冊、県外の都道府県史類八一六冊、中世以前の基本史料集三六六冊、近世の基本史料集二五〇冊、合計二、一〇〇冊です。

## 企画展

### 「西上州山村の戦国から江戸」を終えて

平成五年度の企画展は、江戸時代に緑埜郡三波川村（現多野郡鬼石町）の名主役を世襲していた飯塚馨家に伝存した古文書や絵図を中心とした展示を構成しました。

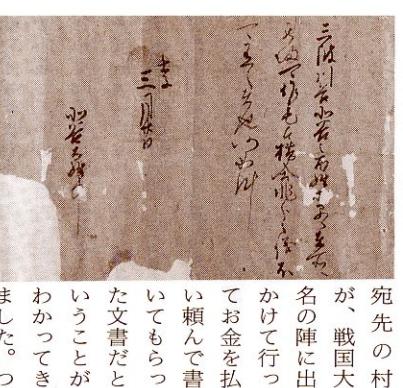
三波川村は、武藏国との国境に近い上野国西南部に位置する山間部集落です。飯塚家文書の特徴は、県内では珍しく戦国時代や江戸時代初期の文書も比較的多く残っていることです。そこで、三波川村を対象として戦国から江戸へという時代の流れの中での村落の変容を古文書や絵図を通して追跡してみようというのが、今回の展示のねらいでした。

このねらいが、どこまで達成できたかはわかりませんが、飯塚家所蔵の戦国時代の文書からは、やはり「戦国の動乱」を読み取ることができました。その一例が同家に残る最も古い天文二十一（一五五二）年の北条家朱印状（写真）です。

この年、小田原の後北条氏が上野国に侵攻し関東管領上杉憲政を平井城（現藤岡市）より追うという戦乱が起ります。平井城に近い三波川村（当時は北谷と呼んでいました）でもこの戦乱の余波を受けた。農民は逃亡していました。この文書は、勝利を得た後北条氏が逃亡していた

わからぬことがあります。お気軽にお尋ねください。文書館はいつでも皆さんに開かれています。

所へ罷帰可作毛候」と在所に帰住させることを命じたものです。さらに、「横合非分之儀不可有之者也」とあります。この対象となるのは後北条氏の軍勢です。つまり、自軍の「三波川谷・北谷」での乱暴を禁止したのがこの文書の内容です。このような文書を「還住の制札」と呼び、最近の研究では、こういった文書は



この文書だと名の陣に出かけて行つてお金を払ひ頼んで書いた文書だということがわかつてきました。つまり、「還住の制札」は戦国大名が村へ簡単に与えるものではなく、村がそれ相応の経済的負担をした上で手に入れた、いわば安全保証書だったのです。

戦国動乱の時代に一村落を守りきるためにどれほどの努力が必要とされたのか、その一端を伺うことができる文書です。

「公文書・記録保存専門講座」の開催

文書館では、平成三年度から公文書・記録保存専門講座を実施しています。こ

義でした。両講義とも豊富な経験に裏打ちされた説得力のある内容でした。

あり、時間も不足気味のようでしたが、最後まで熱心に進められました。

本講座は、内容・実施方法等について再度検討し、来年度以降も続けて開催していく予定です。（行政文書課 田中尚）

## 利用者の



圖書三行五立圖書館

は実施している講座で、今年度は平成五年十月二六、二七日の二日間、二六名の参加により、次の日程で開催されました。

は、実務研修をA、Bの二コースに分かれて実施しました。

ているファイル基準表による文書管理についての講義の後、館所蔵の明治期行政

「記録史料の保存と文書館」(高橋実 茨城  
文書研究資料館資料館教授)

（県立歴史館主任研究員）  
「館内見学」

「紙資料の劣化と保存」(新井英夫 東京国  
〈第二日目〉

立文化財研究所名譽研究員)

実務・Aコース

## 「ファイル基準表による文書管理」(県学事)

文書課課長補佐文書係長 荒木秀子

「文書がレトのとり方」(小暮隆志)  
県立文

言語行政又言語指導主導

「古文書カードのとり方」(岡田昭二)  
県立

(文書館総務普及課専門員)

第一回は、過去二回と同様に公文書

館法の精神や条文の解釈、文書館の理念や市町村における資料保存についての講

実務Bコース（古文書）



文書を手にして簿冊・件名カードの作成を行いました。また、Bコース(古文書)では、寄託文書の中から江戸時代の名主文書を対象に、二つの小グループに分かれてカード作成を行いました。実際に原資料を使っての作業のため、とまどいも

利用者の<sup>の</sup>三

公文書・記録保存専門講座に参加して  
桐生市立図書館 吉田美奈子

昨年度につづき、今年も当講座に参加させていただきました。二度目ということもあり、文書館での専門講座を受講する意義を考えながらの参加でした。

資料保存機関の職員という立場での参加でしたので、やはり保存を目的とした文書館の実践的なノウハウを垣間みることができたら、という期待を持っています。桐生には文書館はもちろんなく、行政文書も主に市の総務課文書係が保管しているので、私どもの桐生市立図書館で直接収集・整理することはほとんどありませんが、戦災に遭わず旧家に数多く残る「書付」、また行政文書としては保存年限が切れ、歴史的史料としても宙に浮いた形になつてゐる旧村役場の文書など古文書に類する資料は数多く所蔵し、現在整理中のものも抱えています。時間という容赦のない試練にあり、日々劣化する古文書、また無理解のためにその痕

あり、時間も不足気味のようでしたが、最後まで熱心に進められました。

本講座は、内容・実施方法等について再度検討し、来年度以降も続けて開催していく予定です。（行政文書課 田中尚）

平成五年度

## 「公文書・記録保存専門講座」の開催

文書館では、平成三年度から公文書・

記録保存専門講座を実施しています。こ

れは、県内の市町村や資料保存機関で公

文書や古文書などの記録史料を扱ってい

る職員に、その適切な保存と利用のため

の知識や技術を身につけていただくため

に実施している講座で、今年度は平成五

年十月二六、二七日の二日間、二六名の

参加により、次の日程で開催されました。

（第一回目）  
「公文書館法と地方自治体」（鈴江英一）国

文学研究資料館史料館教授  
「記録史料の保存と文書館」（高橋実 茨城

県立歴史館主任研究員  
「館内見学」

（第二回目）  
「紙資料の劣化と保存」（新井英夫 東京国

立文化財研究所名誉研究員

コース（古文書）

義でした。両講義とも豊富な経験に裏打ちされた説得力のある内容でした。

第二回目の午前は、紙資料の劣化原因と効果的な保存方法について、スライドを使しながら保存科学の見地からわかりやすく解説していただきました。午後は、実務研修をA、Bの二コースに分かれて実施しました。

Aコース（公文書）では、まず県で行っているファイル基準表による文書管理についての講義の後、館所蔵の明治期行政

公文書・記録保存専門講座に参加して

桐生市立図書館 吉田美奈子

昨年度につづき、今年も当講座に参加させていただきました。二度目ということもあり、文書館での専門講座を受講する意義を考えながらの参加でした。

資料保存機関の職員という立場での参加だったので、やはり保存を目的とした文書館の実践的なノウハウを垣間みることができたら、という期待を持っていました。桐生には文書館はもちろんなく、行政文書も主に市の総務課文書係が保管

## 利用者の

あり、時間も不足気味のようでしたが、最後まで熱心に進められました。

本講座は、内容・実施方法等について再度検討し、来年度以降も続けて開催していく予定です。（行政文書課 田中尚）

ことは自分たちの存在の証明であり、無いことは社会全体の記憶喪失である。これは第一回目の公文書館法の講義で伺った言葉でもありました。全講座を通じて一番印象深いものでした。地球の一生を一年にたとえると、人類の誕生はたまごの午後であり、私どもの図書館で所蔵している一番古い文書の江戸初期でいう四百年ほどの年月すら一秒にも満たないということになります。桐生市立図書館は昭和十年ですが、現在市の当該課にもこちらにも資料として残っています。記録が無ければ自分たちの歴史があります。記録が無ければ自分たちの歴史があつたと伝えられない、という現実は恐ろしいことです。資料保存機関の職員としての自覚を促す絶好の機会となりました。



# コレブアレンス

Q 江戸時代の大名の旅と本陣での宿泊は、どのように行われたのですか。  
A 三国街道永井宿の本陣資料から、その端を紹介します。

天保八年五月、本陣に越後村松藩（三万石、堀丹波守）からの先附と休泊付（大名の旅行日程）が届きます。堀之内、湯ノ巣、板橋と宿泊して江戸まで七泊八日の旅です。

宿泊の数日前、藩の宿割役人が本陣に来て、宿泊代金の折衝や従者の宿割をします。同勢一六〇人余が、つづがなく旅を続けて行くための重要な役目です。本陣は大名の名前と宿泊年月日を記した関札と宿札を預かり、関札を本陣の玄関前に立て大名の宿泊を示します。

当時は、主人と問屋が羽織・袴姿で、三坂権現まで行列を迎えて出掛けます。つゆ払い二人が行列の先導をして本陣に案内をして来る前に、本陣には幕方・提燈方の役人が到着して、門前や玄関前に幕を張りめぐらし、提燈をともします。本陣の主人は、行列が到着したときの様子を「大取廻二而甚闇敷有之」と記して

います。

大名は毛せんを敷いた上段の間に導かれます。主人には宿泊料のかわりに祝儀などの名目で金子を与えます。本陣には日常の必需品は整っていますが、箸・膳、夜具は勿論、行水をするための道具も携帯しています。そのため清水のような白湯を用意させ、「長つい立」で湯殿に入るのが見えないようにして、風呂番方の役人が世話をします。

本陣に宿泊するのは、大名のほか側用人、近習、小納戸役、医師、茶方、台所方など二〇人ほどの面々ですが、料理人、板前、縫い物師、水番なども随行しました。本陣の表門前や裏木戸には門番が二人づつ、さらに村の者を頼み、火の用心と大名の安眠のため、夜を徹し警戒しました。

翌日、大名が起きるころに湯三桶と髪を結い直すための高いしょく台を用意させ、身支度を整えます。前日、本陣に運び込んだ荷物を出し供ねいも整うと、主人と問屋は猿ヶ京の入り口まで行列を見送ります。それから一日ほどして、藩の払方の役人が来て旅籠等を支払うと、一件落着となるのです。

窮屈な御駕籠に乗って江戸への長旅をする大名も、大名を迎えるため落度のないよう奔走する役人や本陣の主人も、この時代大変なことでした。

（古文書課 山田叔子）



知  
板

## ◎収集議会図書の閲覧について

収集議会図書は、県議会図書室で文書館に移し利用することが適当と判断した図書を、除籍後受け入れたものです。

現在閲覧できるのは五、五〇四冊です。

『日本教育史資料』『第一回興業意見』『徳川禁令考』等の調査書、『日本蚕糸業史』『日本馬政史』『通信事業史』『日本鉄道史』『国有林史』等の事業史、及び憲法調査会関係記録ほかの歴史研究上の基礎的文献が含まれています。

## ◎常設展のご案内

本年度第三回常設展を、一月六日から四月十日まで開催しています。今回は、明治期勵業関係文書から、水利組合設立の県告示・組合規約・区域図を紹介します。水利組合は、明治二十三（一八九〇）年の水利組合条例（本県では二十五年から実施、四十一年以後水利組合法）により、明治期に一四組合が設立されました。これらを設立順に二期に分け展示します。

## 開催（～27）

企画展記念講演「上野国から江戸」開始（～11・21）

企画展「西上州山村の戦国

から江戸」開始（～11・21）

第1回長期古文書解説講座  
（～6回）

田畠勉（群馬高専教授）

全史料協関東部会開催

（～20）

博物館学実習（～20）

（～20）

第7回長期古文書解説講座  
（～11回）

（～11回）

井上定幸（明和短大講師）

（～11回）

講座飯倉晴武（聖心女子大学講師）

（～15回）

企画展「西上州山村の戦国

（～15回）

7・10 第1回長期古文書解説講座

渡辺和敏（愛知大学教授）